様式第八号（第百六十五条の四関係）

（表面）

介護保険検査証
（法第二百二条関係）

（裏面）

第　　号

令和　　年　　月　　日交付

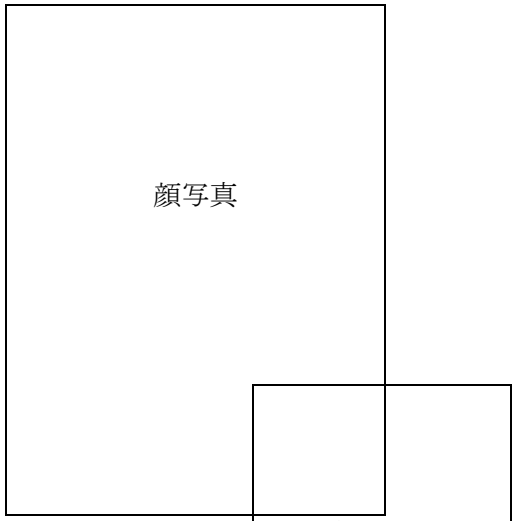

市町村長
印

官職又は職名　氏　名　　生年月日

介護保険法(抄)

（被保険者等に関する調査）
第二百二条　市町村は、被保険者の資格、保険給付及び保険料に関して必要があると認めるときは、被保険者、第一号被保険者の配偶者若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主又はこれらであった者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。
2　第二十四条第三項の規定は、前項の規定による質問について、同条第四項の規定は、前項の規定による権限について準用する。
第二百十四条　（省略）
2　（省略）
3　市町村は、条例で、被保険者、第一号被保険者の配偶者若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主又はこれらであった者が正当な理由なしに、第二百二条第一項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。
4・5　（省略）

備考　この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。